

「みどりの風促進区域緑化推進」協賛取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、みどりの大阪推進計画に基づき、みどりの風促進区域の緑化推進に賛同する企業、各種団体（以下「企業団体等」という。）が協賛の取組みを行うにあたり、その取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(協賛事業)

第2条 企業団体等の協賛の取組み（以下「協賛事業」という。）は、次に掲げる項目のうち、いずれかに該当するものをいう。

- (1) みどりの風促進区域の緑化への協力並びに樹木、資材の提供等に関すること
- (2) みどりの風促進区域における緑化推進に繋がると判断されるサービス、その他の取組み
- (3) その他、みどりの風促進区域にかかる広報活動など大阪府と企業団体等が合意の上、実施する取組み

(協賛の申出と同意)

第3条 企業団体等が協賛事業を実施する場合には、大阪府に対し、協賛申出書（様式第1号）を提出するものとする。

2 大阪府は、前項に規定する協賛申出書を受理した場合、その内容を確認し、適正と認められる場合には、企業団体等に対し、協賛同意書（様式第2号）を交付するものとする。

3 大阪府は、前項に該当する企業団体等や、協賛申出書の提出を予定している企業団体等が希望する場合には、企業団体等に対して、登録証（様式第5号）を交付することができるものとする。

(協賛事業のPR)

第4条 前条第2項に規定により協賛同意書を受理した企業団体等（以下「協賛団体」という。）は、協賛事業のPRを次の各号に掲げる行為により、行うことができるものとする。

- (1) 協賛団体は、第2条第1号の規定により大阪府へ提供する樹木等に、協賛団体名等を掲載することができる。ただし、掲載内容については、大阪府と協議するものとし、大阪府が不適切と判断するものの掲載はできないものとする。
- (2) 大阪府は、協賛団体からの申し出があれば、協賛団体を紹介するホームページを大阪府のホームページにリンクできるものとする。なおホームページの内容については、大阪府と協議するものとし、大阪府が不適切な表現と判断するもののリンクはできないものとする。
- (3) 協賛団体は、第2条の協賛事業及び協賛団体の広告、販売促進グッズ、商品、包装紙等へ「みどりの風を感じる大都市・大阪」づくりに賛同する旨のことを、下記の呼称例などのように、その内容を大阪府と協議の上、記載することができる。

なお、記載にあたっては、大阪府広告事業要綱第3条及び大阪府広告事業掲載基準第3項の規定の趣旨に反しないようにしなければならないものとする。

呼称例)「〇〇は『みどりの風を感じる大都市・大阪』づくりを応援しています」

呼称例)「〇〇は『みどりの風を感じる大都市・大阪』の実現の取組みに協賛しています。」

- (4) 協賛団体は、第2条の協賛事業及び協賛団体の広告、販売促進グッズ、商品、包装紙等へ「みどりの風を感じる大都市・大阪」づくりに賛同する旨のロゴマークを使用することができる。

なお、ロゴマークは下記のとおりとし、その使用にあたっては、大阪府広告事業要綱第3条及び大阪府広告事業掲載基準第3項の規定の趣旨に反しないようにしなければならないものとする。

(ロゴマーク)



(感謝状の贈呈)

第5条 大阪府は、第2条の協賛事業における協賛団体の負担額が、概ね10万円以上である場合には、協賛団体に対して、感謝状(様式第4号)を贈呈することができるものとする。

(協賛同意を行わない場合)

第6条 大阪府は、次の各号のいずれかに該当すると認められる企業団体等には、第3条第2項の協賛同意を行わないものとする。

- (1) 団体活動として、暴力主義的破壊活動を過去に行った、又はその恐れがあると認められる企業団体等の場合
- (2) 協賛事業を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用する、又はその恐れがあると認められる企業団体等の場合
- (3) 協賛事業の内容が、法令及び公序良俗に反する場合、又はその恐れがあると認められる場合
- (4) その他、大阪府が不相当と認める企業団体等の場合

(協賛同意の取り消し)

第7条 大阪府は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条第2項の規定により行った協賛同意を取り消すことができる。

- (1) 協賛団体から協賛辞退の申し出があった場合
- (2) 協賛団体が前条各号のいずれかに該当すると認められる場合
- (3) 協賛事業の内容が、協賛同意した内容から著しく逸脱する場合、又はその恐れがあると認められる場合
- (4) その他、大阪府が不相当と認める場合

(協賛事業の変更)

第8条 協賛事業の変更については、大阪府及び当該協賛企業が協議の上、決定するものとする。

(協力依頼)

第9条 大阪府は、みどりの風促進区域の緑化推進に当たり、企業団体等の協力が必要と認める場合は、企業団体等に対し、別紙様式第3号により協力依頼を行うことができるものとする。

(経過措置)

第10条 みどりの風促進区域が指定されるまでの間については、公表されている、みどりの風促進区域候補区域をもって、みどりの風促進区域とみなすものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

(様式第1号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

「みどりの風促進区域緑化推進」協賛申出書

大阪府知事 様

(会社・団体等名)

(代表者氏名)

標記につきまして、みどりの風促進区域の緑化推進に賛同し、「みどりの風促進区域緑化推進」協賛取扱要領」第2条第1項に基づき、下記のとおり協賛事業の実施を申し出ます。

記

事業着手	平成 年 月 日
事業内容	①樹木・資材の提供 (円程度)
	②サービスの提供 〔 具体的内容 : 〕
	③その他の取組み 〔 具体的内容 : 〕
事業のPR	①提供樹木等への掲載 (希望する 希望しない 該当なし)
	②ホームページのリンク (希望する 希望しない)
	③呼 称 の 使 用 (希望する 希望しない)
	④ロ グ オ マ ー ク の 使 用 (希望する 希望しない)
登録証の交付	⑤登 録 証 の 交 付 (希望する 希望しない)
添付資料	有 () 無
特記事項	

(様式第2号)

〇 〇 第 〇 〇 号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

「みどりの風促進区域緑化推進」協賛同意書

(会社・団体等名)

(代表者氏名) 様

大阪府知事

標記につきまして、「みどりの風促進区域緑化推進」協賛取扱要領」第2条第2項に基づき、下記の協賛事業の実施について同意します。

記

事業着手	平成 年 月 日
協賛事業内容	
事業のPR	①提供樹木等への掲載 (希望する 希望しない 該当なし)
	②ホームページのリンク (希望する 希望しない)
	③呼 称 の 使 用 (希望する 希望しない)
	④ロ ゴ マ ー ク の 使 用 (希望する 希望しない)
登録証の交付	⑤登 録 証 の 交 付 (希望する 希望しない)
特記事項	

大阪府〇〇〇〇 〇〇〇〇

【担当】 〇〇〇〇

電話 〇〇〇〇〇〇 (内線〇〇)

FAX 〇〇〇〇〇〇

Email 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(様式第3号)

〇 〇 第 〇 〇 号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

「みどりの風促進区域緑化推進」協力依頼書

(会社・団体等名)

(代表者氏名) 様

大阪府知事

標記につきまして、「「みどりの風促進区域緑化推進」協賛取扱要領」第9条に基づき、
下記の内容について、ご協力をお願いいたします。

記

協力依頼内容	
特記事項	

大阪府〇〇〇〇 〇〇〇〇

【担当】 〇〇〇〇

電話 〇〇〇〇〇〇 (内線〇〇)

FAX 〇〇〇〇〇〇

Email 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(様式第4号)

感謝状

(会社名/団体名)

(役職名) ○○ ○○ 様

(あなた/貴殿/貴社/貴団体)は(【具体的内容】をとおして)「みどりの風を感じる大都市・大阪」の実現に多大な貢献をされました
よってその功績を讃え心より感謝の意を表します

平成○年○月○日

大阪府知事 印

(様式第5号)

登録証



〇〇〇〇様

「みどりの風を感じる大都市・大阪」の実現の
協力企業（団体）として登録します

平成〇〇年〇〇月〇〇日

